

議 事 録

会議の名称	平成30年第4回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年3月26日(月) 午後2時10分から 午後3時55分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1)第20号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第21号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3)第22号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (4)第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5)第24号議案 本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について (6)第25号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について (7)第26号議案 本庄市農地利用最適化推進協議会設置規程 (8)第27号議案 本庄市農業委員会広報広聴委員会設置規程 (9)第28号議案 本庄市農業委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (10)第29号議案 本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令 <div style="text-align: right;"><追加></div> (11)第30号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について <div style="text-align: right;"><追加></div> (12)報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について (13)報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (14)報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	1 平成30年第3回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第3回本庄市農業委員会総会議案 3 平成30年第3回本庄市農業委員会総会追加議案 4 平成30年第3回本庄市農業委員会総会議案新旧対照表 5 第25号議案別紙 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 6 平成30年第4回総会 事務局連絡事項 7 農地法第3条の規定による許可申請書 8 農用地利用権設定等申出書
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	ただいまより総会を始めさせていただきます。 議事日程に従いまして、進めさせていただきます。 まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成30年第4回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	皆さんこんにちは。気候も彼岸が過ぎて暖かくなり、先ほど気温も21度ありました。我々農業委員は暖かくなると忙しく大変です。先月の総会は早稲田リサーチパークコミュニケーションセンターで行いましたが、今回初めて本庄市役所6階大会議室にて囲みテーブルで行っております。初めて参加された方は違和感があると思いますが、前任者の農業委員会の時に様々な意見を出し合いながら、このテーブルの配置を決定いたしました。今後はこの会場では、このテーブルの配置にて総会を開催していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。気候も暖かくなり忙しくなると思っておりますが、皆さん農業委員、農地利用最適化推進委員ですから、農業が忙しくても皆さんのための農業委員会ですから、絶対休まないで出席して欲しいと思っております。風邪を引いた時は仕方ありませんが、月1、2回の会議ですので出席していただき、自分の担当地区の議案がある時は、その議案に十分目を通していただき審議していただければと思っております。またそのお手伝いの農地利用最適化推進員もおりま

	<p>すので、自分の地元の方とよく相談していただき自分の議案はよく下調べしてから、ここで発表していただければ幸いです。今回も慎重審議宜しく願いいたしまして、簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員19名中全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、奥原推進委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は6番塩原委員及び7番茂木悟委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の中村主査を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配付しました議案9件及び報告3件に加えまして、本日、急遽、お手元に配付しましたとおり追加議案として、第29号議案及び第30号議案の議案2件を追加して、議案11件及び報告3件を議事日程のとおり審議することとなります。</p> <p>まず、第20号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第20号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第20号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、売買による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業</p>

	<p>常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木悟委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、茂木悟委員の報告をお願いいたします。
茂木悟委員	<p>7番茂木悟です。報告いたします。3月22日の午後1時半より、私と亀田推進委員と事務局職員の3名にて受人所有農地を調査しました。所有農地は田が789㎡、畑が5,850㎡ありその場所を確認したところ、トラクターにて耕運してありました。受人は49才の女性です。当日の2時より受人の父親に耕作の状態を確認した結果、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台所有しております。申請は、田の出入りに近い場所にある150㎡の狭い農地であり、渡人との売買の話がまとまったとのことです。受人は申請地と合わせて50a以上を耕作しており、総合判断で許可が妥当であると思いました。以上です。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第21号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第21号議案を説明いたしますので、4ページをご覧ください。第21号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営</p>

	<p>基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。計画内容については、5ページをご覧ください。今回の申請件数は、6件です。田6筆及び畑5筆の面積合計18,289㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありました。13番、私、田端は、利用権の設定等を受ける者として、同居の親族が議事対象となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席いたします。</p> <p>(田端会長 退席)</p> <p>ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>第21号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第21号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第21号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長の復席をお願いいたします。</p> <p>(田端会長 復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。</p>

	<p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、第22号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第22号議案を説明いたしますので、6ページをご覧ください。第22号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本議案につきましても、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願が提出されたことに伴い、適格者であることを証明したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための証明願について、同項に規定する適格者であることを証明するものでございます。本日提出、会長。申請内容については、7ページをご覧ください。提出件数は、1件でございます。詳細説明をいたします。被相続人及び相続人の住所氏名は、記載のとおりです。続柄は、母と子になります。職業は、記載のとおりです。相続年月日及び耕作農地面積は、記載のとおりです。特例適用農地は、見福1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。特例適用農地の位置図が8ページになります。</p> <p>次に、相続税の納税猶予制度について、説明いたします。農業を営んでいた被相続人から、相続により農地を取得した相続人が、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う場合、一定の要件のもとに納税が猶予される制度でございます。被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた人となります。相続人の要件は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人となります。特例農地の要件は、被相続人が農業の用に供していた農地で相続税の申告期限までに遺産分割されたものとなります。また、農地法上の遊休農地として、判定され、解消されていない農地は、この制度に適用されないこととなっております。</p> <p>特例適用農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、被相続人は特例適用農地で農業をしておらず、長い間、当該農地を他人に貸し付けていた状況で、借受人及び近隣住民からの聴き取り調査により判明しております。したがって、相続税の納税猶予に関する適格者証明の法定要件のうち、特例農地要件を満たしていないものと思われまゝ。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、細野代理の報告をお願いいたします。
細野会長代	1番細野です。報告させていただきます。3月22日午前10時10分頃、

理	<p>私と吉岡推進員及び事務局職員2名にて現地を調査いたしました。申請地の現況は、1筆の畑が7つに区分され、農地内に通行路が造られていました。7区分された農地のうち葱が2個所で栽培されるなど、区分された農地毎に耕作者が存在するように見受けられました。申請人宅に伺いましたが、留守のため、お会いできませんでした。そこで、申請地の周辺住民に聞き取り調査を実施しました。複数人から聞き取りできまして、自分は借りてはいないが、数年前から農地所有者から7名が借りて、耕作している状況とのことでした。また、随分と以前から6～7名程度の近所の方々が農地を借りて、家庭菜園のように耕作を楽しんでいるようですとのことでした。周辺住民への聞き取り調査から、実際に農地を借りている方々を教えてください、実際に複数人から事情を聞き取りできました。まずは、数年前から所有者より土地代を無償で提供してもらい、7名で借りて耕作しており、皆で除草や苗を分け合うなど協力し合っている。また、所有者はこの農地で営農は行っていない。市民農園と違い無償提供をしてくれているので助かっているということでした。他の方からは、この農地を数年前から借りているが、契約書等を取り交わしてなく、現在も無償で借りているということでした。さらに、他の方からも、数年前から借りているとのことでした。</p> <p>周辺住民や実際に農地を借受けて耕作している方からの聞き取り調査の結果、いずれの方の発言も、齟齬をきたすことなく、非常に信憑性が高い状況であります。したがって、相続発生日以前において、申請地で被相続人が農業経営をされている実体はないことが確認され、本議案の特例適用農地としての申請地は、法定要件を満たしていないことを報告いたします。</p> <p>皆さまの慎重審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の適格者証明について、適格者であることを証明することに、賛成の委員の挙手をお願いたします。</p> <p>(賛成 0人)</p> <p>賛成少数ですので、適格者であることを証明しないことに決しました。</p> <p>次に、第23号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第23号議案を説明いたしますので、9ページをご覧ください。第23号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましても、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。</p>

	<p>ございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は、7件で、所有権移転3件、賃借権1件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-1については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>2番宮部です。確認日時は3月25日正午です。渡人本人に聞き取りをいたしました。申請地は5-1地図をご覧ください。下にあるのは〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。申請地は〇〇〇から北に100m位の場所にあり、周りは第1種低層住居専用地域の住宅街です。渡人と受人は親子です。渡人より、家族と相談した結果、生活環境が整っているこの場所に住宅を建築することになった話を聞くことができました。以上です。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地</p>

	<p>です。用途地域は、指定なしです。平成30年1月24日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、池田委員の報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>19番池田、報告いたします。渡人の親が60代後半の方で、そろそろ先が心配のため息子の家の近くに住みたいということでした。渡人の自宅の近くに申請地があります。3月21日午前9時40分頃に渡人本人にお会いし、話を伺い現地調査いたしました。後日、受人へ電話確認をし、申請につきまして間違いがないか確認いたしました。申請地は、現在野菜が栽培されており、管理上は問題がない場所でした。その他確認すべきことも問題ないと思いま。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、進入路用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書</p>

	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、清水推進委員につきましては、本人が議事対象となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用して、議事参与制限を適用しますので、退席をお願いいたします。</p> <p>(清水推進委員 退席)</p> <p>整理番号3について、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>16番福田です。報告させていただきます。この案件につきましては、3月23日の午前8時半頃、受人、渡人の双方より聞き取りし現地確認をいたしました。5-3の地図をご覧ください。申請地は児玉町秋山地内にあり、申請地の北側は宅地です。また東側及び西側は畑であり、南側は接道しております。受人と渡人の関係は夫婦です。転用目的は進入路用地で使用貸借権を設定したいとのことです。受人は現在居住している建物の建替を予定していたところ、幅員3m以上の道路が現在住んでいる土地に接していないため、家が建てられないと市より指摘を受けたそうです。申請地を接道地として利用するため渡人から申請地を使用貸借するとのことです。転用目的及び必要性は妥当であると思えます。なお、現地調査により進入路用地のため、近隣に支障を及ぼすことはないを確認いたしました。以上で報告を終わらせていただきます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。清水推進委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(清水推進委員 復席)</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成30年1月24日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、清水委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から</p>

	<p>除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、清水委員の報告をお願いいたします。</p>
清水委員	<p>14番清水です。報告いたします。渡人は受人の妻の母親の姉という関係だそう。5-4の地図をご覧ください。申請地のすぐ東隣に住宅がありますが、ここに妻の家族とご本人が同居しております。地図にはございませんがその家の北にも1件建っており、この申請地は同居しているすぐ西隣に自分の家を建てたいとのこと。西側と南側に道路があり、東側は住居があり、北側の農地も渡人の農地が残るということで周辺に及ぼす影響もないと思いま。3月25日に同居している家に伺い、受人より話を伺いま。伯母が贈与してくれるのでありがたくここに家を建てたいとのこと。以上のような理由から特に問題ないと判断いたしました。以上、皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めま。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であ</p>

宮部委員	<p>11番宮部です。5-6の地図をご覧ください。申請地の北は児玉の〇〇〇〇〇〇です。3月24日午後5時頃、推進員とともに現地調査いたしました。申請地の用途地域は第1種住居地域専用地域です。受人は深谷市内にて現在5人家族で住んでおりますが、自己の専用住宅を建てたく計画を立てており、今まで何度か各地で物件を探しておりましたが、見つからなく困っておりました。しかしこの度、環境の良い土地が本庄市の児玉町で見つかり早々に申請に及んだそうです。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号6については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、私田端から報告いたします。5-7の地図をご覧ください。先月はこの北側と西側で太陽光発電施設用地にて申請があり許可になったところです。申請地は私が以前から借りている土地であり、所有者の渡人が高齢のため耕作できないので、太陽光発電施設用地での転用の相談があった時に太陽光発電施設用地で貸すことに同意したそうです。この周辺は太陽光発電施設用地での転用が多い地域です。申請地の南側は〇〇〇があり〇〇〇〇〇〇となっています。このあたりは砂利で石が多く畑には不向きな土地です。農地の分断性はなく、私としては仕方ないと思ひまます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>

	<p>整理番号7について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号7については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第24号議案本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第24号議案を説明いたしますので、18ページをご覧ください。第24号議案本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市農業振興整備促進審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦については、2月総会時にご議決いただいて、本庄市長に推薦しましたが、その任期が本年3月31日に終了するため、本議案は、4月1日からの任期に対しての推薦になります。その被推薦者は、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第24号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第24号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第24号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第25号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第25号議案を説明いたしますので、20ページをご覧ください。第25号議案農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地等の利用の最適化の推進に</p>

関する指針を本庄市農地利用最適化推進委員の意見を反映させて別紙のとおり定めることについて議決を求めるものでございます。本日提出、会長。別紙を説明いたしますので、第25議案別紙をご覧ください。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針案については、2月26日開催の農地利用最適化推進委員調整会議において、推進委員みなさんへ提示し、意見を求め、その結果を反映して作成されているものです。

まず、第1基本的な考え方から説明します。農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。そこで、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本庄市農業委員会の指針として、各項目に対する目標と推進方法を定めるものでございます。この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」におきまして、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目標に設定されたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や調査結果により、適宜、検証・見直しを行っていくものでございます。

次に、第2目標と推進方法についてです。こちらは、農地利用の最適化の推進の3本柱により目標及び推進方法を定めております。まず1本目は、担い手の農地利用の集積・集約化についてです。

(1)は、担い手への農地利用集積目標 についてになります。目標につきましては、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標において、担い手の農地利用集積率は80%を目標としていることから、本市においても同率を目標としております。なお、管内の耕地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計：市町村別データ」における耕地面積としております。

(2)は、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法についてになります。

- ① 認定農業者を中心とした担い手の確保として、認定農業者を増やす取組を行ってまいります。
- ② 農地中間管理機構等との連携といたしまして、農地中間管理事業の活用を図ってまいります。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定として、利用権設定事業の促進を行ってまいります。次のページをお願いします。

次に2本目は、遊休農地の発生防止・解消についてです。

	<p>(1)は、遊休農地の解消目標についてになります。全国農業会議の「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」において、遊休農地ゼロを目標としていることから、本市においても同率を目標とするものでございます。なお、管内の農地面積とは、農林水産省「耕地及び作付面積統計：市町村別データ」における耕地面積と遊休農地面積の合計面積としております。</p> <p>(2)は、遊休農地の発生防止・解消への推進方法についてになります。</p> <p>① 遊休農地発生の未然防止として、農地の利用確認と新たな遊休農地の早期発見及び解消指導を行ってまいります。</p> <p>② 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施として、農地法の規定する遊休農地の調査と利用意向の調査を行ってまいります。</p> <p>③ 遊休農地の解消といたしまして、農地の利用関係の調整と耕作等の指導を行ってまいります。</p> <p>次に3本目は、新規参入の促進についてです。</p> <p>(1)は、新規参入の促進目標についてになります。「本庄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、年間9人の農業青年等の新規参入者を確保すること及び雇用の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させることを目標としていることから、同数を目指しております。</p> <p>(2)は、新規参入の促進に向けた推進方法についてになります。</p> <p>① 関係機関との連携として、県及び市との事業連携による受入体制づくりを行ってまいります。</p> <p>② 地域の指導農家による育成の充実として、知識、技術を備えた農業者の育成を行ってまいります。</p> <p>③ 貸出農地のあっせんや情報提供として、貸出可能な農地情報の提供を行ってまいります。以上でございます。</p>
議長	<p>第25号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第25号議案については、原案のとおり定めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第25号議案については、原案のとおり定めることに決定いたしました。</p> <p>次に、第26号議案本庄市農地利用最適化推進協議会設置規程を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第26号議案を説明いたしますので、21ページをご覧ください。第26号</p>

	<p>議案本庄市農地利用最適化推進協議会設置規程について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市内の農地等の利用の最適化に関し、その円滑な推進を図るとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の総合調整を行うため、本庄市農地利用最適化推進協議会を設置したいので、ご提案申し上げます。本日出、会長。</p> <p>議案内容については、条文ごとに説明します。第1条は、設置規定です。本庄市内の農地等の利用の最適化に関し、その円滑な推進を図るとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の総合調整を行うため、本庄市農地利用最適化推進協議会を設置します。第2条は、所掌事務規定です。協議会は、次に掲げる事項を所掌します。第1号は、担い手への農地利用の集積・集約化に関すること。第2号は、遊休農地の発生防止・解消に関すること。第3号は、新規参入に関すること。第4号は、その他農地等の利用の最適化に関することとしています。第3条は、組織規定です。協議会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員をもって構成します。第4条は、会長規定です。協議会に会長を置きます。会長は、農業委員会会長をもって充てます。会長は、協議会を代表し、会務を総理します。会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理します。第5条は、会議規定です。会長は、協議会を招集し、会議の議長となります。協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとしています、協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとしています。第6条は、その他規定です。この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めます。附則は、施行時期を公示の日からとしています。以上でございます。</p>
議長	<p>第26号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。はい、池田委員どうぞ。</p>
池田委員	<p>19番池田です。26号にて事務局の説明は何となく分かったのですが、少し前にさかのぼって、申し訳ないのですが、23号議案の整理番号2で報告させていただいた時に、他の地区の方ですと3条等で推進員の協力を得て現地調査するというのも分かりますが、今回お彼岸ということもあり、申請人とすぐ連絡が取れ、会うことができたのですが、実は連携すべき斉藤推進員を度外視して報告をしてしまったという経緯があります。他の地区では、連携しているように思えますが、常に農業委員と推進員の連携を取らなくてはいけないものなのかお聞きしたいです。</p>
議長	<p>池田委員のご指摘どおり3条案件は受人所有農地をすべて確認しなければいけないため、範囲が広がります。そういう場合は連携を取った方が良くと</p>

	<p>思います。また、家を造れる場所のような簡単なところなら1人に任じたほうが、後々楽かなと思いますが、池田委員はそのようなことを指摘していると思いますが、事務局はどのように考えますか。</p>
事務局長	<p>私から今のご質疑にご説明申し上げます。2月10日の総会後の調整会議や2月26日の総会後の推進員調整会議の中でご説明いたしましたが、3条、4条、5条、先ほどの納税猶予適格者証明のところも地区担当の委員名が記載をされており、どなたかが説明をするというルールになっております。その方が総会の時に必ず出席できるかどうかは実際には分からないため、その時の説明では、推進委員さんも一緒に行っていただいて農業委員さんが欠席した時でも対応可能な体制でお願いしたいということです。必ずそうしなければいけないということではなく、そうした方がよろしいのではないのでしょうかというご提案を事務局よりさせていただきました。実際池田委員からのご指摘どおり、それぞれお忙しくご自身の農業もありますから、受人の都合を付け、なおかつ渡人の都合も付けるということになると都合の付けられない状態になると思います。その時は申請人の受人、渡人のどちらでも構いませんが、話を聞き、今回から作成した調査報告ができるものを自分が欠席する場合は推進員へ渡して、調査報告をしてもらうというルールで、地域ごとに話し合いによって進めてもらえればよいのではないかという説明をしたと思っております。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>私は1人で報告してしまいましたが、それはまずかったのですね。</p>
事務局長	<p>ただ、会長は必ず総会へ出席いたしますから大丈夫です。</p>
議長	<p>今、事務局長の指摘どおり、複数で調査した方がいいようです。せっかくだらっしゃるのだから皆さんもそう思いませんか。</p>
事務局長	<p>体調が悪くなったり、当日予定が入ってしまったりして、総会に出席しないと調査報告する人がいなくなってしまうのです。</p>
会長	<p>今始まったばかりで、あと3年間ありますから。はい、清水委員どうぞ。</p>
清水委員	<p>私も今回5条転用の申請地は、先月ありました農振除外の案件であり、農業委員会で相談があり、私は前任期の時に審議会の委員であったので、現場確認をしたので、申請地を2回見ているのです。審議会の時は当事者からの話は審議会の資料の中にありましたので、それを参考にし、今回初めて直接会い話を伺いました。同じ担当地区の奥原委員は旅行業の都合上2、3日続けて外出するので、今回は私1人で調査させていただきました。今話を聞いて、できる限り推進委員に声をかけていかなければならないと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。池田委員、皆さんも同じ意見のようですので、同じように協力してやっていきましょう。よろしく申し上げます。</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。第26号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第26号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>この際、暫時休憩します。休憩後は、午後3時30分から再開いたします。</p>
(15:15)	休 憩
(15:30)	
議長	<p>休憩前に引き続き、総会を再開いたします。</p> <p>次に、第27号議案本庄市農業委員会広報広聴委員会設置規程を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第27号議案を説明いたしますので、23ページをご覧ください。第27号議案本庄市農業委員会広報広聴委員会設置規程について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市農業委員会の広報広聴活動に関し、その円滑な推進を図るため、本庄市農業委員会広報広聴委員会を設置したいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容については、条文ごとに説明します。第1条は、設置規定です。本庄市農業委員会の広報広聴活動に関し、その円滑な推進を図るため、本庄市農業委員会広報広聴委員会を設置します。第2条は、所掌事務規定です。委員会は、次に掲げる事項を処理します。第1号は、農業委員会広報紙の編集に関すること。第2号は、農業委員会のホームページに関すること。第3号は、農家との意見交換に関すること。第4号は、その他農業委員会の広報及び広聴に関することとしています。第3条は、組織規定です。委員会は、次に掲げる者をもって構成します。第1号は、農業委員会会長。第2号は、会長代理。第3号は、農業委員及び農地利用最適化推進委員のうち会長が指名する者10人としています。第4条は、委員長規定です。委員会に委員長及び副委員長を置きます。委員長は、会長をもって充てます。副委員長は、会長代理をもって充てます。委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理します。第5条は、会議規定です。委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となります。会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができないとしています。委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。第6条は、その他規定です。この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めます。附</p>

	<p>則は、施行時期を平成30年4月1日からとしています。以上でございます。</p>
議長	<p>第27号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第27号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第27号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第28号議案本庄市農業委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第28号議案を説明いたしますので、25ページをご覧ください。第28号議案本庄市農業委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市一般職職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容については、議案のほか別紙の新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと思っております。第3条第2号中「出張命令」を「旅行命令」に改めます。附則は、施行期日を平成30年4月1日からとしています。この改正趣旨を説明します。国、県、市間の人事交流を促進することにより、相互の組織の活性化及び人材の強化を図るため、国、県等から職員を採用する場合等には、国、県等と同様に移転料等を支給できるように旅費の種類を追加するための改正が行われますので、全庁的に「出張命令」を「旅行命令」に改めるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第28号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第28号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第28号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第29号議案本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第29号議案を説明いたしますので、本日、お手元に配付しました追加議案</p>

	<p>書1ページをご覧ください。第29号議案本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地利用の最適化を推進するため、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容については、議案のほか新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと思っております。第3条及び第5条を改正いたします。第3条中「農地係」を「庶務係及び農地係」に改めます。第5条を次のように改めます。第5条の見出しを所掌事務とします。各号列記以外の部分としまして、事務局の所掌事務は、次のとおりとします。まず、庶務係です。第1号は、文書の收受、発送及び保管等に関する事。第2号は、委員会の予算及び会計事務に関する事。第3号は、物品の出納及び保管に関する事。第4号は、公印の保管に関する事。第5号は、農業者年金に関する事。第6号は、広報紙に関する事。第7号は、国有農地に関する事。第8号は、他の係に属さないこと。第9号は、その他委員会の庶務に関する事としております。次に、農地係です。第1号は、農業委員会等に関する法律第6条に規定する委員会の職務に関する事。第2号は、委員会の総会等に関する事。第3号は、農地利用の最適化に関する事。第4号は、農地中間管理事業に関する事。第5号は、委員会の決定に基づく通知、勧告、報告等に関する事。第6号は、農家台帳に関する事。第7号は、諸証明の発行に関する事としております。附則は、施行期日を平成30年4月1日からとしております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第29号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第29号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第29号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第30号議案本庄市農業委員会事務局職員の人事異動についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第30号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第30号議案本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、人事異動通知書を発令したいので、ご提案申し上げます。</p>

	<p>す。議案内容ですが、本庄市農業委員会事務局職員を次のとおり任命するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>1の氏名等を説明いたしますので、4ページをご覧ください。まず、上の表ですが、こちらは、旧所属基準つまり現在の任命状況が基準になり、職名、氏名及び発令内容を記載しております。該当者は2名です。事務局長の飯塚につきましては、市長部局への出向になりまして、総務部課税課長へ、局長補佐兼農地係長の高山につきましては、農業委員会事務局長補佐兼庶務係長への発令でございます。次に、下の表ですが、新所属基準のものになります。該当者は、4名です。事務局長には保健部介護保険課の早野課長補佐兼業務係長が昇格しまして、農業委員会事務局長の発令でございます。高山補佐は事務局長補佐兼農地係長から事務局長補佐兼庶務係長へ横滑りの発令でございます。農地係長には児玉総合支所環境産業課の飯島主査が昇格しまして農業委員会事務局農地係長の発令でございます。係員が1名増員になります。保健部保険課の飯川主査が農業委員会事務局主査としての発令でございます。3ページにお戻りください。2の発令日ですが、すべて平成30年4月1日でございます。2名の増員理由につきましては、農業委員会法改正による必須業務に対応するとともに、農政課からの農地中間管理業務等の移管に対応するための増員でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>今、事務局長が淡々と説明されましたが、会長としては、事務局長にもう少しいて欲しかったです。今新しい農業委員会法に則って農地利用最適化推進委員の皆さんが誕生してこれからいよいよ本庄市が出発するときでしたが、職員としての異動は仕方のないことだと思います。</p> <p>第30号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第30号議案については、原案のとおり任命することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第30号議案については、原案のとおり任命することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第9号を事務局よりお願いします</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第9号を説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。報告第9号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規</p>

	<p>定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、27ページから30ページまでをご覧ください。専決処分件数は、16件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第10号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第10号を説明いたしますので、31ページをご覧ください。報告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、32ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第11号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第11号を説明いたしますので、33ページをご覧ください。報告第11号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。報告書の提出件数は、2件で、その報告書が34ページから38ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>次に、委員の皆さまから、その他で何かございましたら、挙手にてお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないので、ここで、議長の座を降ろさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局連絡事項を説明いたします。本日は、5点でございます。</p> <p>まず、1点目です。4月総会の開催予定です。4月25日(水)午後3時から本庄市役所6階大会議室で開催する予定です。</p> <p>次に、2点目です。平成30年度全国情報会議についてです。4月12日(木)午後1時から椿山荘において、全国情報会議が開催されます。出席者は、田端会長・細野代理ほか記載のとおりです。</p> <p>次に、3点目です。農地利用最適化推進協議会第1回会議についてです。4月19日(木)午後2時から本庄市役所6階大会議室で開催する予定です。4月からは、毎月、総会招集告示日の翌日に開催する予定ですので、農業委員会手帳にご予定ください。</p> <p>次に、4点目です。3条許可申請書及び農用地利用権設定等申出書の様式変更についてです。平成30年度から請求予定の農地利用最適化交付金の担い手への集積面積算入のため、お手元に配付してありますとおり変更するものです。3条許可申請書では、中ほどの四角で囲った部分です。申請にあたり、あっせん又は農地情報の提供や渡手・受手の紹介、その他適切な寄与を行った証拠として、農業委員・農地利用最適化推進委員の書名欄を追加しました。農用地利用権設定等申出書では、1申出者の欄の下で四角に囲った部分です。あっせん農業委員・推進委員署名欄を追加しました。いずれも、申請地の地区担当委員・推進委員でなくとも、どなたでも結構ですし、また、どなたか1名の署名押印があれば、農地利用最適化交付金の集積面積に算入できますので、ご協力をお願いします。</p> <p>次に、5点目です。その他として、田端会長の明日から4月末までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、事務局連絡事項の説明を終了いたしますが、みなさんから質問等がございましたら、挙手にて発言いただきたいと思います。</p> <p>何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、事務局連絡事項を終わります。</p> <p>以上で平成30年第4回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p>

平成30年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年3月26日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時10分
閉会時刻	午後3時55分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席			仁手	福島 一
4	茂木 伸夫	出席		八木 弘		出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席	○		亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席	○	北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅史	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	欠席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席			共和	黒沢 豊
	吉岡 昭	出席		新井 明夫		出席
藤田	内田 徳晃	出席				斉藤 勇

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏